

平成23年8月8日判決言渡 同日判決原本領收 裁判所書記官 田中美貴

平成22年(ワ)第252号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年4月20日

判 決

埼玉県 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]  
同訴訟代理人弁護士 土屋文博

東京都渋谷区本町5丁目15番3号

被 告 株式会社N.O.W  
同代表者代表取締役 太田佑作

東京都渋谷区本町5丁目15番3号ハウス本町201

被 告 太田佑作  
被告ら訴訟代理人弁護士 塩谷安男

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して、597万9600円及びこれに対する平成20年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事 実

#### 第1 当事者の求めた裁判

##### 1 請求の趣旨

(1) 主文第1, 2項同旨

(2) (主文第1項と選択的な請求の趣旨)

被告株式会社N.O.W (以下「被告会社」という。) は、原告に対し、597万9600円及びこれに対する平成20年2月26日から支払済みまで年

5分の割合による金員を支払え。

(3) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

ア 原告は、昭和■年■月■日生の女性であり、現在会社員として稼動する者である。

イ 被告株式会社NOW（以下「被告会社」という。）は、インターネットにおける情報提供サービス業等を営む株式会社であり、被告太田佑作（以下「被告太田」という。）は、被告会社の代表取締役である。

被告会社は、従前は、「株式会社アバンテ」と名乗っており、平成19年6月ころ現在の社名に変更している。

(2) 原告が、被告会社の運営する出会い系サイトを利用した経緯

ア 原告は、平成18年10月中旬ころ、その所有する携帯電話にてインターネットに接続し、懸賞のサイトを閲覧していたところ、被告会社（当時は株式会社アバンテと名乗っていた。）の運営する出会い系サイトに誘導されてしまった。原告は、自動的に、当該サイトの会員として登録されてしまい、無料ポイントを獲得するところとなった。

このポイントとは、メールの送受信に必要とされるものであり、1ポイント10円とされ、相手方からのメールを読む度ごとに、また、相手からのメールに返信するごとに大量のポイントを費消する仕組みとなっている。

イ 原告が当該サイトに自動登録した途端、複数人の者から大量にメールが届くようになった。

メールの送信者は、資産家、会社社長、医師等であり、中には芸能人もいた。メールの送信者はいずれも、原告との友人付き合いや、実際に会って話したり食事することなどを希望していた。

原告は、①メールの返信を求める送信者に対して、返信をしなければ悪いのではないかという思いと、②メールを通じて、資産家、会社社長等と友人になることができるという期待等などから、平成18年10月18日、指定の口座に3000円を振り込み入金することによって、初めてポイントを購入するとともに、以後、自らの出捐にてメールのやり取りをするようになった。

なお、原告は、メールのやりとりの際のニックネームとして「パチパチ」なる名称を用いた。

ウ メールの送信者は、次々と新しい人物に変わっていったが、いずれも、やはり、原告との友人付き合いや実際に会うことを希望した。

しかしるに、原告は、送信者たちと実際に会う約束をするのであるが、結局は、いろいろな理由を付けられて会ってもらえなかつた。

エ 原告は、平成18年10月18日から平成20年2月25日までの間に当該サイトのポイント料として、総額543万6000円を支払った。

オ 平成20年3月ころ、原告は、携帯電話のサイトをいくつか閲覧したところ、被告会社が、①無料サイトから自動登録されてしまうこと、②自動登録された会員には無料ポイントが贈られること、③登録した途端、多量のメールが送信されること、④送信者は、友人・恋人等になりたい等申し向け、会う約束をしてくるが、実際には誰とも会うことができないこと、⑤そもそも送信者自体、いわゆサクラ（架空人物）であると、思料されること、などの特徴を持つ、悪質な出会い系サイトの運営者として指摘されていることを知った。

そこで、原告は、消費生活センター■■■に赴いて相談をしたところ、

自らが消費者被害に遭っている旨の教示を受けるとともに、原告訴訟代理人を紹介された。

### (3) 被告会社の違法行為

ア 被告会社の運営する当該出会い系サイトは、原告が希望しないにもかかわらず、自動的に会員登録を行い、登録した途端に資産家、会社社長、医師、芸能人等を名乗るサクラである送信者を用いて原告宛に大量のメールを送信し、原告をしてかかる送信者が実在するものと誤信させるとともに、サクラである送信者をして原告と実際に会う約束をさせるなどして、原告をしてメールの継続的なやりとりを希望させるようにさせ、もって、暴利となる高額な利用料を伴う当該出会い系サイトの利用を継続させている。

被告会社の上記サイト運営行為は、希望しない者をその意思の有無にかかわらず会員登録をしている点、サクラを用いてメール上で甘言を弄するなどして、原告をして送信者らとの友人付き合いや出会い系が実現するかのごとく欺罔し、高額なサイト利用料を伴うメールのやりとりを継続させ、多額のサイト利用料を徴収した点などから、違法行為に当たることは明らかである。

とりわけ、被告会社は、原告より、約1年4カ月の間に、合計543万6000円ものサイト利用料を徴収しており、これは月額にして33万9750円であり、これは通常の情報提供サービス料を遙かに凌駕する、暴利行為に該当するものである。

イ 被告会社は、上記違法行為をなし、その結果、上記サイト利用料相当額の損害を与えたものであるから、原告に対し、不法行為責任を負う。

### (4) 原告の実損額

ア 543万6000円

イ 弁護士費用 54万3600円

本件は、弁護士に訴訟委任せにして損害の回復はできないところ、その

費用は実損額の1割が相当である。

ウ 損害合計額 597万9600円

(5) 被告らの責任

ア 被告会社について

被告会社の前記違法行為は、同社の営業方針としてなされた構造的・組織的なものであって、被告会社自ら推進していたものであるから、被告会社自身の不法行為（民法709条）であると考えることができる。

したがって、被告会社は、後述する被告太田とともに、共同不法行為責任を負う。（民法709条、民法719条1項）。

イ 被告太田について

(ア) 被告太田は、本件当時、被告会社の代表取締役の地位にあったものであるが、同社の他の従業員らとともに前記の違法なサイト運営行為を推進し、原告に損害を与えた共同不法行為者である。

すなわち、被告会社は、小規模な会社であるところ、被告太田及び被告会社の本件サイトを運営してきた者らは、予め割り振られた各人の役割に従って、お互いに各人が前記の違法なサイト運営行為をしていることを十分承知しているながら、それらの違法行為を認容しつつ、原告からサイト利用料名目で前記の損害を負わせたものである。

そうであれば、被告太田は、被告会社とともに共同不法行為責任を負う（民法709条、同719条1項）。

(イ) また、被告会社は、前述のとおり、それ自体違法なサイト運営行為を行っていたのであるから、被告会社の代表取締役である被告太田は、取締役会を招集する等の手段によるなど、その地位に基づく監視義務を尽くし、被告会社が行っていた違法なサイト運営行為を中止させ、業務の適正化を図る義務があった。それにもかかわらず、被告会社は、違法なサイト運営行為を継続し、かつ、被告太田は被告会社の当該サイト運営

行為につき悪意であったにもかかわらず、被告会社が行っていた当該サイト運営行為を中止させ、業務の適正化を図ろうとすらしなかったのであるから、被告太田において、前記監視義務を怠ったことにつき、少な  
くとも重大な過失があったことは明らかである。

したがって、被告太田には、会社法429条1項所定の取締役の義務違反が認められることから、被告太田は、同法同条項により、原告に対し、原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

(6) よって、原告は、被告会社及び被告太田に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき597万9600円及びこれに対する原告が被告会社に対し、サイト利用料を支払った最終の日である平成20年2月25日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

(7) 被告会社の原告とのサイト利用契約が公序良俗に違反すること

ア 被告会社の運営する当該出会い系サイトは、原告が希望しないにもかかわらず自動的に会員登録を行い、登録した途端に資産家、会社社長、医師等を名乗るサクラである送信者を用いて原告あてに大量のメールを送信し、原告をしてかかる送信者が実在するものと誤信させるとともに、サクラである送信者をして原告と実際に会う約束をさせるなどして原告をしてメールの継続的なやりとりを希望するようにさせ、もって、暴利となる高額な利用料を伴う当該出会い系サイトの利用を継続させている。

これは換言すれば、原告の無思慮、無知、軽率等に乗じて、被告会社が不当な利益を得たということである。

そして、被告会社は、原告より、約1年4か月の間に合計543万6000円ものサイト利用料を徴収しており、これは月額にして33万9750円であるという、通常の情報提供サービス料を遙かに凌駕する額である。

イ 以上のとおり、被告会社の原告との本件サイト利用契約は、被告会社が原告の無思慮、無知、軽率等に乗じて不当の利を博したものであるから、

公序良俗に違反し、無効である。（民法90条）。

ウ 被告会社が、原告に対し、公序良俗に違反して暴利を収受した行為は、同時に、民法709条の不法行為にも該当する。すなわち、被告会社は、原告に対し、民法90条に違反する違法行為をなし、その結果、543万6000円もの損害を被らされたものであるから、原告は被告会社に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することになる。

そうであるところ、本件は、弁護士に訴訟委任して訴えを提起し、本訴を遂行して十分な訴訟行為をなさなければ、原告の損失は回復できない事案である。したがって、原告は、被告会社に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、弁護士費用として実損の1割相当額たる54万3600円及びこれに対する原告と被告会社との間の最終取引の日の翌日たる平成20年2月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 2 請求原因に対する認否

- (1) 請求原因(1)アの事実は不知、同イの事実は認める。
- (2) 請求原因(2)アの事実のうち、登録と同時に無料ポイントが送られた点、1ポイント10円のポイント制が採用され、相手からのメールを読み、相手にメールを送信するごとにポイントが費消される仕組みになっていたことは認め、原告が自動的に会員として登録されてしまったことは否認し、その余の事実は不知。同イの事実のうち、原告が「パチパチ」のニックネームを使用していたこと、平成18年10月18日に3000円を振込入金したことは認め、その余は不知。同ウ及び同オの事実は不知。同エの事実は認める。
- (3) 請求原因(3)ないし(7)は否認ないし争う。

## 理 由

- 1 証拠（甲10、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告が昭和■年■月■日生まれの女性であり、平成■年3月に短大を卒業した後、平成■

年3月ころに1か月くらい税務署でアルバイトをしたことがあるほかは、働いたことがなく、ずっと家事手伝いをしている事実を認めることができる。

請求原因(1)イの事実は当事者間に争いがない。

2 原告が、被告会社の運営する出会い系サイトを利用した経緯について、証拠（甲4、甲10、甲11、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告が、平成18年10月中旬ころ、その所有する携帯電話にてインターネットに接続し、占い又は懸賞のサイトを閲覧していたところ、被告会社（当時は株式会社アバンテと名乗っていた。）の運営する出会い系サイト（以下「本件サイト」という。）に誘導された事実を認めることができる。この点、被告らは、本件サイトに会員として登録されるためには、必ず登録画面において登録手続を行う必要があると主張する。しかし、全国の消費生活センターには、平成11年4月1日から平成21年5月13日までに「NOW」「アバンテ」に関する相談が80件（甲4）、平成16年4月1日から平成20年2月29日までの間に、「NOW」「ナウ」「アバンテ」に関する相談が45件（甲11）寄せられ（以下「PIO-NET情報」ともいう。），その中には、携帯の出会い系サイトに登録していないのに登録されたとする被害事例が含まれていたこと（甲4【事例番号（「NOW」「アバンテ」10事例、以下同じ）7, 8, 9, 10】，甲11【事例番号1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 21, 28, 29, 40】，甲27）に照らすと、本件サイトは、別のサイトに登録すると、本件サイトに登録される仕組みになっていた事実を認めることができる。

3 被告らの違法行為について判断する。

(1) 証拠（甲5、甲9、甲12、甲13）によれば、本件サイトの名称は、「直メで会える！e-mail」であり、「直メ」とは、本件サイトのサーバーを通さずに会員同士が直接にメールをやりとりできることを意味すると認めることができる。

- (2) 証拠（甲12）及び弁論の全趣旨によれば、本件サイトにおいては、原告宛に届いたメッセージを読むこと、相手に返信することに各23ポイント掛かるところ、1ポイントは10円であるから、相手との間で、1回メールのやりとりをすると460円掛かることになる。
- (3) 前記PIO-NEY情報の中には、メールの内容等から交信相手がサクラと思われるとする被害事例（甲4【事例番号1, 9】、甲11【事例番号2, 11, 13, 20, 21, 23, 24】、甲28）、登録した途端、次々とメールが送信されてきたとする被害事例（甲4【事例番号9, 10】、甲11【事例番号1, 5, 6, 14, 18, 20】）、被害者の気を引くような内容のメール（お金を上げる、会う約束をする等）を送信するなどして、メール交換を継続し、ポイントを追加購入するよう仕向けられたとする被害事例（甲4【事例番号1, 4, 6, 9, 10】、甲11【事例番号3, 5, 6, 13, 16, 19, 21, 23, 27】）が含まれていた。
- (4) 本件サイトのシステムによると、被害者に本件サイトのサーバーを通して、メールの交換をさせればさせるほど、ポイントが掛かり、運営会社である被告会社は多額の利益を得ることになる。他方、本件サイトの利用者は、本件サイトを通じて相手方と知り合ったら、なるべく早く、本件サイトのサーバーを通さずに、直接メールをやりとりをするようにすれば、ポイント料が掛からないですから、そうするのが自然である。
- 前記(3)によれば、被告会社は、より多額の利益を得るために、交信相手としてサクラを使用し、サクラに多数の相手方の人格を使い分けさせる、被害者と直接メールをやりとりをせずに、本件サイトのサーバーを通じてメールを交換させる等の方法で、被害者をして多数の相手方と平行して本件サイトのサーバーを通じて多数のメールのやりとりをさせて、多額のポイントを消費させ、多額の利益を得ていたものと認めることができる。
- アルバイトのサクラを利用した詐欺が刑事事件になった同様の事例の存在

もこれを裏付けるものである。（甲19、甲29）。

(5) 被告らは、原告が交信した相手が、全てサクラだったという証拠はないと主張する。しかし、サクラを使用して被害者にポイントを消費させるのが、被告会社の業務形態であったと認められるのであり、むしろ原告が交信した相手だけがサクラでなかったということを考えにくい状況である。証拠（甲1ないし甲3）によれば、原告は日々、多くのポイントを消費していたと認められ、これは、交信相手が直接のメールのやりとりに応じず、かつ原告にポイントを追加購入させるように動いたこと、結局サクラであることを示しているものと思われる。

また、被告らは、原告が交信した相手がサクラであることが欺罔行為にあたるのかということを問題にする。原告自身偽名を使っており、交信相手の氏名、住所、年齢等についても確認する術はなく、実在の人物である保証や、送信内容が真実である保証は全くない。本件サイトにおける日常会話的な交信、例えば自分のプロフィルの披瀝、その日の出来事の報告、友人との交際に関する悩みの相談などについて、交信相手がサクラであろうとなからうと変わらないのだから詐欺にはならない。原告の交信の目的は定かではなく、出会うことのみを目的としていたものではなかった等と主張する。

しかし、本件サイトは、「直メで会える！e-mail」と称し、直接メール交換ができる、会えることを売り物にしたサイトであり、被害者は、本件サイトのサーバーを通じて、交信相手と直接メールをやりとりができるまではポイントが掛かるが、それ以降は掛からないという前提で、ポイントを購入しており、直接メールをやりとりできる交信相手と出会うための対価として、相当高額なポイント購入代金を支払っている。しかし、実際には、交信相手はサクラであるから、直接メールを交換することはできず、本件サイトのサーバーを通してしかメールの交換はできないのであり、その代金は、被害者の意図に反して単なるメールの送受信の対価として支払わされること

になるから、もし、交信相手がサクラであるなら高額に過ぎ、本件サイトを利用しないということになると思われる。また、原告は本件サイト上でニックネームを使用しており、交信相手もニックネームや偽名を使用していると思われる状況であるから、その氏名や職業等も真実である保証はないというのは被告らのいうとおりであるけれども、交信相手がニックネーム等を使用していても、通常であれば、話の内容が全て嘘とは限らず、ネット上で知り合って、友達や恋人の関係に進展することもあり得ると思われるが、交信相手がサクラであれば、そういう可能性は初めからないのであり、そうであるなら、本件サイトを利用しないということになると思われる。そのような観点からみて、交信相手がサクラと知って騙されたと思ったという被害者の心境は理解できるものである。交信相手が直接メールを交換できないサクラであるのに、「直メで会える」と偽ることは、詐欺行為の欺罔に該当する。

(6) また、被告らは、原告の交信相手が誰であったのか、どのような交信内容であったのかなどに関する証拠は、原告のメモと供述しかなく、客観的な証拠は存在しないのであり、原告が、インターネットに掲載されたサクラに関する情報から知識を得て、自らの交信相手や交信内容を作出し、本件サイトの利用料金を取り返そうとしている可能性も否定できない等と主張する。

しかし、PIO-NET情報等によれば、むしろ原告が交信した相手だけがサクラでなかったということを考えにくい状況であること、本件出会い系サイトから原告に送信されてきたメール（甲5）によれば、原告は、「限度額無限で誘います。総士」「福留美和子」「Dr.コトー」を交信相手としていたと認められるところ、ウェブサイトには、前記PIO-NET情報の内容と合致した書き込みが多数あり、「限度額無限で誘います。総士」（甲8、甲13ないし甲15）、「福留美和子」（甲13）、「Dr.コトー」（甲8、甲13）は、いずれもそのようなウェブサイト上でサクラと名指しされている人物であること、原告は、本件サイトでメールを交換するために

頻繁に数千円から数万円のポイントを購入し（甲1ないし3），約1年4か月の間に543万6000円も費消していること，原告は交信相手とお互に悩みを相談しあっていたのに，実はサクラと分かったことで，自分だけが本気で（相手の虚偽の悩みを）きいていたのかと思い，騙されたと思った等と，今なお割り切れない心情を語っていて（甲10，原告本人），不自然な感じがないこと，原告作成のメモ（甲6，甲7）の内容も虚構とは思われないこと等に照らし，原告が，本件サイトの利用料金を取り返すべく画策し，虚偽の主張をしているとは到底思われない。

(7) 以上によれば，被告会社は，詐欺に該当する違法なサイト運営行為を行っていたと認められるところ，被告会社の前記違法行為は，同社の営業方針としてなされた構造的・組織的なものと認められ，被告会社自身の不法行為と認められる。また，被告太田は，本件当時，被告会社の代表取締役の地位にあったものであるから，同社の他の従業員らとともに前記の違法なサイト運営行為を推進していたものと推認することができる。

したがって，被告らは，共同の不法行為によって，原告に損害を加えたものと認められるから，各自が連帯して原告の本件サイトを利用したことによる損害である543万6000円を賠償する責任を負う。（民法709条，民法719条1項）。

(8) 本件と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は，損害の1割である54万3600円と認めるのが相当である。そうすると，損害額の合計は，597万9600円となる。

4 以上によれば，原告の請求の趣旨第1項の請求はいずれも理由があるから，認容し，主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所越谷支部

裁判官 佐藤美穂

これは正本である。

平成23年 8月 8日

さいたま地方裁判所越谷支部

裁判所書記官

田 中 美 貴

